

原子力発電所再稼働審査の在り方の見直しを求める意見書

令和8年1月5日、中部電力は浜岡原発の基準地震動を意図的に改ざんしていた事が判明しました。

原子力規制委員会は、審査の中止と中部電力への立ち入り検査を実施し、処分を検討するとしています。

しかしながら、規制委員会は外部からの通報を受けるまで今回の不正を見抜けず、令和5年には不正によって導き出した浜岡原発の基準地震動を「おおむね妥当」と判断していました。

さらに外部通報があったのは令和7年2月ですが、中部電力が不正を認めたのは同年12月です。山中規制委員会委員長は中部電力の委託先の事業者の報告書中にあった一文から中部電力を問い詰めて初めて不正を認めたとしています。

今回、中部電力は平成30年以前から規制委員会に対する説明とは異なる手法で地震波の「代表波」を選定し、平均値と異なる地震波を意図的に代表波にしていました。山中委員長は、事業者が認めなければ、あるいは報告書の中にその一文がなければ、その事実は依然として確認できなかったと語っており、このことは、他の電力会社の審査で同様の不正があった場合、規制委員会は不正を見抜けなかった事を示しています。

中部電力が地震動の解析の基礎となる地質調査を委託した会社は、他の原発の申請資料にもかかわっていることが明らかになっていますが、山中委員長は他の原発の調査を行う姿勢を示していません。

中部電力が規制委員会に説明した基準地震動の評価手法は、乱数を使ったシミュレーションの結果を使うなど複雑な手法であり、規制庁の審査担当者は、計算条件や結果が著しく低くないかなどは見ているが計算過程はチェックしておらず、規制委員長も「科学的に見抜く事は困難」としています。

福島事故以前には、旧原子力安全・保安院や旧原子力安全委員会が事業者が提出した解析結果の妥当性を調べるために一部の解析を独自に実施する「クロスチェック解析」を行っていました。

事業者の審査の在り方を見直すべきであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

内閣総理大臣 高市 早苗 殿
経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

藤 枝 市 議 会
議 長 多 田 晃